

平成26年度第1回（通算第3回）

「新潟市子ども・子育て会議 幼保部会」 会議録

開催日時：平成26年5月29日（木）午後1時30分～午後2時50分

会場：新潟市役所本庁舎対策室3

出席委員：小池委員、梅坂委員、平澤委員、丸山委員、山本委員、横尾委員

（出席者6名，欠席者2名）

事務局出席者：

こども未来課 小沢課長、古泉課長補佐、佐藤企画管理係長、本間育成支援係長

保育課 鈴木課長、中村課長補佐、三島管理係長、新井運営係長

教育委員会教育総務課 上所課長、阿部副参事

教育委員会学校支援課 白澤副参事 ほか

（15名）

傍聴者 8名

会議内容

1 開会

（事務局：保育課長補佐）

大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。クールビズということでもまだ冷房が入っていないので、もしでしたら上着とかお取りいただいております。私は、本日の司会を務めさせていただきます保育課の中村と申します。よろしくお願い申し上げます。本日の会議は、議事録作成のため録音させていただくことをご了承いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

それでは、説明させていただきます。本日の会議では、来年の4月を予定しております子ども・子育て支援新制度への移行について、各種の基準条例を制定する必要がありますので、その条例案を議題とさせていただきたいと思っております。

では、まず初めに、今年度最初の部会ということで、事務局側所属長の異動がありましたので、紹介をさせていただきます。保育課、鈴木課長です。

（事務局：保育課長）

鈴木でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（事務局：保育課長補佐）

こども未来課、小沢課長です。

(事務局：こども未来課長)

こども未来課、小沢です。よろしくお願いいたします。

(事務局：保育課長補佐)

教育総務課、上所課長です。

(事務局：教育総務課長)

上所です。よろしくお願いいたします。

(事務局：保育課長補佐)

時間も限られておりますので、委員及びその他の事務局紹介は省略させていただきます。なお、本日大山委員、田巻委員におかれましては、ご都合により欠席されております。

さて、議事に入ります前に資料の確認をお願いいたします。本日机上配付いたしました次第に一覧として記載してございますが、

資料1 子ども・子育て支援新制度移行に関連した各種条例（案）について

資料2 新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例案（概要版）

資料3 新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例案（概要版）

資料4 新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例案（概要版）

資料5 平成26年4月30日 水曜日 官報（府省令の公布）

でございます。資料の1から5までは、事前に皆様へ送付させていただいております。

本日次第とあわせてお配りしてありますのが座席表と

資料6 内閣府 子ども・子育て支援新制度説明会資料

資料7 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（一部抜粋）

資料8 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する国基準（抜粋）：事業類型別比較

資料9 子ども・子育て支援法第87条による過料の規定について

資料10 認定こども園法第25条における審議会その他合議制の機関設置について

でございます。また、参考資料として5月26日に開催されました国の子ども・子育て会議の資料として、資料1の1、公定価格の仮単価について、資料1の2、公定価格仮単価表、資料2、利用者負担についての3種類を配付いたしております。

以上でございます。資料の不足がありましたらお知らせください。

2 議事

(1) 子ども・子育て支援新制度移行に関連した各種条例（案）について

(事務局：保育課長補佐)

では、これより議事に入らせていただきます。小池部会長、進行よろしくお願いいたします。

(小池部会長)

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、お手元の次第に従いまして進行いたします。まず、子ども・子育て支援新制度に関連した各種条例（案）についてです。

最初に、基準条例につきまして事務局から説明のほうをお願いいたします。

(事務局：保育課管理係長)

皆様、お疲れさまです。保育課管理係の三島と申します。この4月から保育課になりました。今後ともどうぞよろしく申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。説明では、事前に送付させていただきました資料の1から5、それと本日配付した資料6、7、8を使いますので、よろしく申し上げます。ではまず、資料1をご覧ください。今回の新制度に移行する際、整備する必要のある各種条例の案ということで整理をしたものです。ここで、基準条例ですけれども、4月30日に公布された国の定める基準を踏まえ、条例を制定することになっておりまして、基準も従うべき基準と参酌すべき基準ということに区分されております。そして、今回制定する基準条例ですが、資料の中ほど、①、②、③の3つとなっております。この3つの位置づけにつきまして、少しイメージしやすいようにということで図を用意させていただきました。

資料6をご覧くださいと思います。まず、①の幼保連携型認定こども園に関する基準条例については、この図の真ん中の少し上、認定こども園という枠の中にある幼保連携型という点線の部分、この施設の設置認可を行う際の基準ということになります。続いて、②、家庭的保育事業等の基準条例というのは、図の下、地域型保育給付の点線の中にあります小規模保育ほか4つの種類の事業の設置認可を行う際の基準ということです。そして、③、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準というのが公的給付を受ける施設を市町村が確認するための基準ということで、図の大きな灰色の枠に入る施設が対象となるということです。

では、資料1に戻っていただきまして、一番下のその他の項目については基準条例以外のものということで、後ほど説明をさせていただきます。

それでは、それぞれの基準条例について見ていきたいと思いますが、まず資料2でございます。幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、施設及び運営の基準条例の概要版ということで、一番左に項目、真ん中の列に国の示した基準、その右側に従うべき基準と参酌すべき基準の区分、一番右側が市としての案ということになります。市の案については、今回幾つか市独自の内容を盛り込んでありますが、これについては1ページ目の上から2行目の太字にあるように、新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準条例の規定を踏まえて設定をさせていただいております。

参考として資料7ということで、ちょっと見ていただきたいんですが、新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準条例（一部抜粋）ということでご用意してございますが、この条例も国の省令に基づ

きながら市独自の内容を盛り込み、制定したもので、下線のところが独自の部分となっているということで、これに基づいて今回の基準条例も作成してあるということになります。

資料2に戻っていただきまして、1ページ目からですが、2項目め、職員配置のところでは、1歳児の育ちに着目した手厚い保育ということで、今の保育所の基準、1歳児の保育士配置3対1を市の案としております。

2ページになりますと、園舎、園庭の基準ということで、今の幼稚園基準と保育所基準を満たすような内容になっております。

続いて、3ページ、園舎の設備ですが、⑤に食事の外部搬入ができるという項目がありますが、保育の観点から給食の自園調理という方針に沿って⑤を削除しておりますし、⑥については、外部搬入を実施した場合に20人に満たないことが想定されまして、その際のできる規定ということですので、⑥も削除という案としております。

続いて、4ページです。市の独自基準としては、下の平等の原則の部分、一番下の項目ですが、国の基準に性別と障がいの部分を加える案となっております。

続いて、5ページ目の2項目めです。食事の提供についてのところでは、地産地消の観点と安心、安全な食品の提供の観点を加えるということでございます。

続きまして、6ページ、食事の提供の特例という項目で、先ほどもありましたが、外部搬入ができる規定ということで、この項目を削除するという案でございます。

続いて、その下の見出し、幼保連携型認定こども園の経過措置では、職員配置は5年間、設備は当分の間従前の例によるということができるというものです。

その下から7ページにかけては、既存施設からの移行ということで、幼稚園や保育園から幼保連携型認定こども園へ移行する場合、当分の間園庭や園舎面積の特例があるということになっております。資料2については以上でございます。

続いて、資料3をご覧いただきたいと思えます。家庭的保育事業等ということで、ここではいわゆる4つの類型、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育についての基準になります。ただ、この4つの中でも、小規模保育で3つ、事業所内保育で2つに内容が分かれていたりしますので、それぞれの位置づけについてわかりやすいように資料8を用意しましたので、ちょっとご覧いただきたいと思えます。

事業類型別の比較ということでございます。職員及び設備の面で整理をさせていただきました。まず、定員が6人から19人の小規模保育については、A、B、Cの3つに区分されています。AとBは、ほぼ同じ内容でございますが、職員資格の点で見るとAがより保育園に近く、逆にCは定員が6人から10人ということで、家庭的保育に近い類型と言えらると思えます。また、事業所内保育は20人以上が小規模保育のA型や保育園に近く、19人以下はB型に近いというような内容で、大まかに言うとうる位置づけになっております。こういったようにいろいろな類型に分かれているのが、資料の下の

ほうにある家庭的保育事業等のコンセプト、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応するためという考え方に基づくものということでございます。

では、また資料3に戻っていただきまして、1ページ目の左の項目、総則ということで、これは6ページまでありまして、7ページ目から類型ごとの基準となっております。総則の中で市独自の基準を設けたのは、1ページ目の非常災害の部分、それと3ページ目、平等の原則の部分、4ページ目、地産地消と安心、安全な食品の提供の部分ですが、食事の外部搬入の項目は基準どおりとしております。

7ページ目からが家庭的保育事業でございます。最後の事業所内保育まで、類型ごとの基準については全て国基準どおりとなっております。では、家庭的保育事業ですが、7ページの施設の基準では部屋の面積が示されておりますし、職員のところでは1人で見ると子どもさんは3人以下、補助者がいれば5人以下ということになっております。

続いて、8ページ、小規模保育A型です。部屋の面積、そして保育士の配置数などは記載のとおりでございます。

9ページ、小規模保育B型については、施設の基準はA型と同じ、職員については保育士のほか研修を受けた方も保育従事者としておりますが、半数以上は保育士とするということになっております。

その下、C型の施設基準は記載のとおりということで、次の10ページ、職員の配置については家庭的保育事業と同じ内容でございます。子ども3人につき1人、補助者がいれば子ども5人ということでございます。

次に、その次の下、居宅訪問型保育事業については職員と子どもは1対1ということでございます。

次に、11ページ、事業所内保育でございますが、定員20名以上と19名以下に区分されていて、施設の基準の20人以上は記載のとおりで、保育所の基準と同じ内容となっておりますし、19人以下は小規模保育A型と同じ内容ということでございます。職員については、20名以上では保育士の配置数ということになっておりまして、次の12ページの19人以下の定員の部分では小規模保育B型と同じで、保育士のほか研修を受けた者も保育従事者としております。

最後に、13ページでございますが、利用定員の設定ということで、今回認可の対象となる事業所内保育は従業員枠の子どもに加えて地域枠の子どもを受け入れる必要がありますので、この表では地域枠の人数を設定しております。最後、経過措置については、法施行から5年間は適用しないことができるということになっております。資料3については以上です。

続いて、資料4をごらんいただきたいと思います。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準ということで、新制度では認可を受けている施設、事業者からの申請に基づきまして市町村が設備、事業を確認をし、公的給付の対象にするということになっておりまして、この確認をする際の基準がこの運営基準となります。ちなみに、この基準全体の中で市独自の基準としては、5ページにあります平等の原則の部分のみということになっております。

それでは、1ページ目、特定教育・保育施設の基準ということでございますが、利用定員の②はそ

れぞれ1号、2号、3号の区分ごとに定員を定めるということです。以下、利用者に運営規程などを説明し、同意を得るといふこととか、申し込みを受けたときは正当な理由がなければ拒まないでくださいといふことなどです。

2ページでは、市町村が行うあつせん、要請、調整に協力してくださいなど、ほかは記載のとおりでございますが、項目に準用とあるのが地域型保育事業の基準にも当てはめるといふものでございます。

一番下の利用者負担額等の受領は、その次の3ページにかけて記載してございますし、4ページの下のほうには運営規程を定めてくださいといふものがございます。

次、5ページでは、定員の遵守あるいは市独自の部分があります平等の原則の記載がございます。

6ページ以降も情報の提供など項目ごとに記載されておまして、記載のとおり基準が示されているといふことでございます。

8ページ目までが特定教育・保育施設の運営基準といふことで、9ページ目からは特定地域型保育事業の運営基準といふことになります。最初の利用定員については、①から④の各事業ごとに基準がありまして、それぞれ定員を定めることといふことになってございます。以下、利用者に運営規程や連携施設などを説明して同意を得ることや、申し込みを受けたときは正当な理由がなければ拒んではならないなどがあります。

10ページでは、2項目め、連携施設を確保してくださいといふものや利用者負担額の受領について規定してございます。

11ページの下段ですが、運営規程を定めるといふものがございます。

12ページ、ここも定員の遵守など、項目ごとに記載のとおり基準が示されております。

最後、13ページ、この附則では特例や経過措置が規定されているといふものになっております。資料4については以上でございます。

資料5については、国の省令の全文といふことで参考にさせていただきたいと思ひます。

基準条例の説明は以上でございますが、ここで本日欠席の大山委員からご意見を頂戴しておりますので、ご紹介をさせていただきます。国の省令に伴う条例制定といふことで、地産地消も入っており、よいと思ひます。今後は保育士等の質の維持、向上をどうしていくかも重要と考えておりますといふことございました。

以上であります。

(小池部会長)

ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について質問や確認事項、ご意見があればお願いしたいと思ひます。

横尾委員お願いします。

(横尾委員)

資料3の10ページ、居宅訪問型保育事業に関して質問と提案がございます。事業内容の④のところ
です。母子家庭等において保護者が夜間深夜勤務に従事する場合で市長が認める保育というところな
んですが、ここ母子家庭だけではなく、父子あるいはひとり親というような文言にできないかという
提案です。父子家庭の方でも夜勤等あって困っていらっしゃる方もいらっしゃるので、ひとり親とい
うことではいかがでしょうかということが1つ。

それと、今現在新潟市とやっていますショートステイがありますけれども、この④というのはその
ショートステイの条件とはまた異なるものなんでしょうか。というのは、ショートステイは定期的な
夜間勤務とか夜勤の方が利用できないというようなところなんですが、この④はそういった制限なく、
必要と認められれば利用できるというものなのかちょっと確認をしたいというところが1つです。

もう一個、障がいの関係の同じところの①なんですけれども、困難であると認められる乳幼児に対
する保育というのは利用の上限ですとか、そういったことがあるものなんでしょうか。それだけちょ
っとお聞かせください。

(小池部会長)

ありがとうございます。今3点ご質問があったと思いますが、1点目は居宅訪問型保育事業の中
での事業内容の④の項目、母子家庭等という表記を母子家庭だけではなく、ひとり親ということで幅広
く表現をしてはいかかかということと、2点目はショートステイ事業との利用条件との違いがあるの
かどうか、3点目は1の障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる
乳幼児に対する保育について利用上限があるのかというこの3点の質問があったんですけども、事務
局のほうでいかがでしょうか。1点目は、等というのがちょっとついているのがどういう解釈になる
のかなというところで。

(事務局：保育課管理係長)

母子家庭等ということで、母子及び寡婦福祉法第6条第4項に規定する母子家庭等ということなの
で。

(事務局：保育課運営係長)

市のほうでは父子家庭も含めてひとり親全て援助していこうということになっていますので、ご意
見いただいたものを反映させていければと思っています。

あと、ショートステイとの利用条件の違いですけれども、この地域型を利用していただくには、保
育の認定を受けていただいた方になります。当然保育認定を受けるということは継続的というか、お
仕事であれば下限例えば64時間以上とか、そういう条件の方になりますので、保育に必要な認定を受
けられれば、その間は利用できるということになっています。

(小池部会長)

3つ目の質問のところも同じ理解でいいですか。障がいのあるお子さんを育てておられる方で保育
が必要だというときには、要するに保育認定を受けることができれば、その時間の範囲内であれば保

育を活用することができるという理解で。

(事務局：保育課運営係長)

そうですね。その保護者の方に、仕事されているとか、介護や看護があるなど、そういうことで保育が必要ということで認定されれば、受けられるということになります。

(横尾委員)

ありがとうございます。

(小池部会長)

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

(丸山委員)

資料の2の3ページ、施設のところで⑤、⑥、削除となっております。これ確認ですけど、これは幼保連携型の認定こども園が該当するんですよね。幼稚園型の認定こども園は、これじゃないわけですよ。

(事務局：保育課管理係長)

はい、そうです。

(丸山委員)

国は、幼稚園にこの制度に移行してほしいという思いはあるかと思うんですが、新潟市だけが給食施設をとということで、昔から認定こども園になりたくてもなれないというハードルが高かったんですけども、今回はどうなるのかなと思ったらハードルが高いままになっていますが、そうすると認定こども園になりたいなと思ってもやっぱりなれないということで、なりたかったらそれ相応の施設設備をしてからやってくださいということになるわけですね。

(事務局：保育課長)

おっしゃるとおりです。基本的には、給食設備を自園調理できるような形にさせていただいて移行していただきたいということです。

(梅坂委員)

それに関連してなんですけども、全国でほとんど新潟以外は国の方針でいくのに、新潟だけ、例えば何か条件があって、これが新潟はこういうのがあるから、こうなんだよという明確な理由はないんでしょうか。

(丸山委員)

なぜ新潟ばかり厳しい規則になっているんだろうかという。

(梅坂委員)

より安全だというのは、全国どこでも同じ理由だと思うんですけども。

(小池部会長)

事務局としていかがでしょうか。

(梅坂委員)

今答えられるぐらいの簡単な問題じゃないと思うけど、公式見解としてきちっと出していただきたいと思うんですけど。もちろん説明できるものがあれば、ぜひお願いしたい。

(小池部会長)

事務局のほうでありますか。

(事務局：保育課長)

改めてもう少し形にしてお答えしたいと思いますけれども、今までも認定こども園に、全部施設整備していただいている状況でございますし、やはり食の安全ですとか、そういうことにつきましては自園調理でやっていくことが望ましいと考えておりますので、案の中に従来を踏まえた形での自園調理を入れさせていただいております。ただほかの都市がそうなのというところにつきましては、もう少し整理をして、お答えできるようにしたいと思います。

(小池部会長)

お願いしたいと思います。

(梅坂委員)

今までは、どっちかというところのほうでそう決めたからということで単に流れていた、今までのというのは全然理由と関係ないような気がします。

(小池部会長)

これは、直接幼稚園の先生方にお聞きしたいんですが、やはりこの条件があることによって認定こども園への移行を二の足を踏んでいる幼稚園さんが多いというふうな受けとめていいですか。

(丸山委員)

はい。これがあったので、なりたくてもなれなかったと、過去そういうことを何園もの方もおっしゃっていました。なので、この制度で少しはどうなるかなと思ったけど、難しい。そうすると、もう給食施設つくるだけで下手すりゃ1億円ぐらいかかりますよね。

(梅坂委員)

1億円かわからないですけど。

(丸山委員)

七、八千万円ぐらい……。

(梅坂委員)

数千万はかかります。場所も要りますし。

(丸山委員)

それを自腹でというんだったら、まずできないと思いますので、だったら何かしらのフォローをしてもらわないといけないのかなという気もしております。

(小池部会長)

部会長の意見としてではなく、個人の意見としては、実際私はずっと娘を保育園に預けていて、やはりそこでの食をつくる場面を見せてもらうというよさというのは感じているので、できればここはひとつオリジナリティーとしては残していただきたいという思いもあるんですけども、丸山委員などもおっしゃったように、これがなければ幼稚園さんたちは認定こども園に移行して、2号認定のお子さんたちを受け入れていこうという姿勢があると理解していいのかなどか。

(丸山委員)

あと、公定価格というものもあるので、それを見て、公定価格が安く設定されて、結局今までどおりのほうがいいやというような価格設定だったら、じゃ認定こども園も、うんということになる。本当に今どうなっているんだ、わからないという状況にあるので、公定価格もしっかり出ましたけども、見ているととってもちよと割に合わないような数字になっているようすし、単純に給食のことが解決されたとしても、公定価格があればだからって悩む園は多いと思います。単純に今すぐ移行できますという返事ができる園は少ないと思います。

(梅坂委員)

それで、0・1・2歳児は自園調理で、国もそうですね。

(小池部会長)

はい、そうです。

(梅坂委員)

それと、今公定価格の話が出ましたが、給食室を整備するというのに対しての助成金とかというのは一切出ていません。

(小池部会長)

それはないんですかね。

(梅坂委員)

新潟市は、それだけ高い理想を求めるだったら、ちゃんと助成しますよというんでしたらみんな納得すると思うんですけど。

(小池部会長)

そのあたりはどうですか。新潟市さん独自でされるのもあるでしょうし、例えば国のいろいろな今おりにてきている補助金とかで活用して、そういう可能性というのはないんでしょうか。

(事務局：保育課長)

今の段階では、まだそのところまで見込んだ補助ですとか制度ですとかというのは十分検討できておりませんので、そういったご意見があるということにつきましては伺っておきたいと思っています。

(平澤委員)

今自園調理に関連していろいろ課題が出ましたんで、私は保育ですので、余り直接今のことはよく

知りませんが、ただ丸山委員等が言われたような新たにつくるには、億単位の額まではかかりませんが、ちまたでは、既存の自分の施設の構造等がありますから、まちまちですけども、最低でもやっぱり二、三千万円はかかるだろうという話題が中央でも盛んに論じられているということは、今ここで私の立場からご紹介をさせていただきたいと思います。それを誰が負担するかというのは、次の課題ですけど。

関連して、委員長のほうから丸山委員に対して、この問題が解消されれば移行云々という話題が出ましたけど、その大きなのはやっぱり公定価格のことなんですよ、今おっしゃったように。今後の変動もありますので、公定価格に一喜一憂するべきではないと思いますが、現段階で公表したのを見た声としては、今認定こども園になっているところがもとへ戻ったほうがいいんじゃないとか、あるいは、これはよく確認のために聞きたいんですが、今後移行したら、来年度、27年度本格施行されて移行したら後戻りはもう絶対できないのか。これは私はある程度わかっているから聞いているんですけども、確認のため、新制度で移行したら、片道切符であって、絶対もとにはまた戻れないというふうを考えるべきかということをお聞かせいただければ、大変ありがたいと思うんですけど。

(小池部会長)

公定価格のこともあるんですけど、一旦認定こども園になったら、要するに認可を受けた後、それを取り消しという形になるんですかね、どういう形になるんでしょうか、ということが可能なのかと。

(平澤委員)

何か問題があって取り消し云々は、どこか資料で出ておりましたが、そうではなくて、自分の意思でやっぱりもとへ戻りたいという場合、可能かどうかということです。非常にこれは具体的な問題として、やっぱり大変話題になっておりますので。

(小池部会長)

事務局のほうで確認してもらっていいですか。私は、今ぱらぱらと見ている資料の感じだと、一応できないことはないというふうには理解しているんですけども。

(事務局：保育課運営係長)

確認制度としても、確認取り消しなどは3カ月前に申し出るとありますので、確認を取り消すという事は可能だと思います。ただ認定こども園になっていただくときに安心こども基金の整備費を出していたりすれば、例えばなってすぐ1年でやめますという話になれば整備費のほうはお返しいただくとか、この新制度とは関係ないかもしれませんが、そういう問題は出てくるかもしれません。確認の取り消しについては、例えば0・1・2歳のお子さんが入っていてやめるとなったら、そのお子さんはどうするのかとか、そういうところを考慮していただいた上での話になると思いますけど、絶対に無理ということではありません。

(平澤委員)

少しわかりました。

(小池部会長)

ありがとうございます。今特に国基準と大きく違っているのが、1歳児の加配については今まで新潟市でもされてきたことの流れなんですけども、給食施設のところについては少し意見も出ていますので、もう一度ちょっと確認をして、これを削除する、要するに国基準と違う基準にするのであればその理由ということと、そういう補助的なことが可能なかどうかになるかと思いますが。

そのほか何かご意見等、ご質問等ありますか。

(梅坂委員)

例えば資料4の3ページ等にあります利用者の負担額等の受領ということで、いろんなところで特定教育というような言葉が出てくるんですけども、ちょっと場面、場面で違う意味がイメージされるんですけども、明確な特定教育というのは何を指しているんでしょう。

(事務局：保育課管理係長)

教育、保育のところに特定というのがつく、公的給付を受けるというものということになります。

(梅坂委員)

それは、どっちかという結果のほうに近くて、何を特定教育というんでしょう。例えば障がいのある方にそういうのを、これをやったほうがいいですよというようなのを特定教育というのか、それとも幼稚園教育をもうちょっと特徴を出して、こういうこともやらせたいというのが特定教育に入るのか、何か読んでいると入りそうなどともあるし、全然関係ないというようなところもありますので、ちょっとこれを。

(事務局：保育課管理係長)

その文言の意味というのは、資料6の図があったと思うんですけども、そこで灰色の大きい枠、これが公的給付の対象となるということで、この枠に入る教育、保育が特定教育、保育という意味と理解しています。

(小池部会長)

一番色のついている施設型給付を受けるこの枠のところの話をしているんですよね。それを特定教育、保育といっているんですよね。

(事務局：保育課管理係長)

はい。

(小池部会長)

つまり教育と言ってしまうと、要するに施設型給付を受けない幼稚園さんのところも含まれてしまうからという話ですか。一般的に教育だけというと、幼稚園さんはいろんな形が想定できますので、そうではなくて施設型給付を受ける幼稚園さんで教育されているのが特定教育という意味合いですか。

(事務局：保育課管理係長)

はい。

(小池部会長)

幼稚園さんだけこの施設型給付に入らないところの可能性があるので。

(梅坂委員)

でも、そういう観点からいくと、この3ページの上のほうの保護者から費用を受け取れますよと、公定価格というか、通常の保育料等の中に日用品とか文具は取ってもいいですよと、その次に特定教育、保育等に係る行事への参加に要する費用と、また訳わからなくなるんですけれども。そのお金は別で取ってもいいですよというから、やっぱりここには最低限入ってなくちゃいけないけども、特色のある保育園のことをいっているのか。

(事務局：保育課運営係長)

いや、ここでいう特定教育、保育というのは、子育て支援法の第27条に特定教育、保育という説明があるんですけども、先ほどの部会長がおっしゃったように、施設型給付を受ける施設で行う教育、保育のことをただ特定教育、保育と呼んでいるだけなので、特別な教育をすとか特別な保育をするという意味は全くないです。

(梅坂委員)

そういうので理解すれば理解できますけど、何かこれだけ別に取りれるというのが意味が……。

(小池部会長)

今の幼稚園さん、幼稚園の費用を保護者から受け取っておられると思うんですけど、それプラス例えばいろんな材料費とか取っておられますよね。

(梅坂委員)

はい、そうです。

(小池部会長)

それをイメージしてここが書かれているんだろうと私は理解したんですけど。

(梅坂委員)

そうですよね。

(小池部会長)

はい。施設型給付の幼稚園さんになっても当然そういう行事とかがあって、そこで必要なものは保護者から取れますよという形でここが書いてある。

(梅坂委員)

行事というと、また何か範囲が広がるんですけど。例えばうちは絵の教育にちょっと特徴を持って、よそからそういう講師を呼んで日常的にやっていますよというのも特定教育という……。

(小池部会長)

それに係る費用について必要であれば、ちゃんと明確にして取ることができるということで理解し

たんですけど。

(梅坂委員)

でいいんでしょうか。

(小池部会長)

そういう形かと思いましたが。

(事務局：保育課運営係長)

例えば遠足に行くときのバス代とか、そういうものなのかなと。

(梅坂委員)

ああ、それは行事ですよ。そうですか。なるほど。それなら。

(小池部会長)

なので、特別に何かスペシャルというふうな特別教育ではないです。

(梅坂委員)

そうですね。何かちょっと日本語が。

(平澤委員)

ちょっと誤解しやすいですよ。

(小池部会長)

はい。やっぱり誤解しやすいところが。どうしようもないんですけど。

(平澤委員)

そういう理解されている方がいます。英語をやっているとか、そういうものを指しているんだというふうにとっている方がいるから、ちょっと誤解を正したほうがいいですね。

(小池部会長)

施設型給付の枠の中で提供しているという理解をしていただければ。非常に大事な条例のところだと思いますので、確認していただき、お気づきの点については質問していただきたいと思うんですが、ちょっと私から1点いいでしょうか。

資料2の6ページのところに附則でみなし幼保連携型認定こども園の経過措置というのがあるんですけども、現在新潟市で認定こども園を受けておられるところは基本幼保連携型というふうに理解しているんですけど、よろしいですか。ということは、それらの施設については、職員配置は5年間、設備については当分の間従前の例によるということの理解でよろしいでしょうか。つまり今認定されている13施設はここに準ずる幼保連携型認定こども園ということで理解してよろしいですか。

(事務局：保育課管理係長)

はい。

(小池部会長)

ほかよろしいでしょうか。大きなのは、この幼保連携型認定こども園のところかと思えますけど、

家庭的保育事業のところについても横尾委員からも意見がありました、そのほかのところでも特にお気づきの点があれば、質問していただきたいと思うんですが。

(横尾委員)

本当にただ単純にちょっとわからないので、質問なんです、資料2の4ページの国に関する基準の中の子育て支援事業①とありますが、この子育て支援事業の①を読んでいると、具体的に何を想定している文言なのかなと、そこがわからなかった、ちょっと教えていただきたいと思います。

(事務局：保育課運営係長)

現在の認定こども園も、この子育て事業は必須になっているものなんです。具体的には支援センターの小さい版のようなことをやっています。

(横尾委員)

わかりました。ありがとうございます。

(小池部会長)

何か親子の居場所を提供しているという形ですね、基本的には。

(事務局：保育課運営係長)

そうです。在園児さんだけではなくて、地域の方に対しての事業というものです。

(山本委員)

全てに係る質問なんですけれども、職員の配置につきまして、人数についての基準は書かれているんですけれども、保育した経験、例えば経験年数とか、そういったことがここに反映されないのかどうかということについてお聞きしたいと思います。特に小規模保育事業に関して、私も以前無認可の保育施設を利用したことがあるんですけれども、実際利用したときに、保育士さんの人数は満たしていたんですけれども、皆さんとても若い方で、言葉は悪いんですけれども、多分専門学校を出られたばかりのような方たちばかりで、子どもに対する言葉遣いとかもすごく気になることがあって、預けに行ったときにその場でやっぱりやめまうと言っていいものかななんて、そんなことも考えてしまうくらいちょっと心配になったところもあったので、やはりある程度の経験者の方を必ず配置していただけるようにしていただきたいと思います。

(小池部会長)

ありがとうございます。特に小規模保育や家庭的保育のあたりは、保育者の質というのが非常に保育内容のところに反映していくと思うんですが、これは研修が一応あるんですよね。研修というか、保育士の資格を持っている人については、それだけで条件を満たしているというふうにはなるんですけれども、保育従事者のほうは基本経験とか理解がある人でしたっけ。

(事務局：保育課管理係長)

研修があります。

(小池部会長)

研修がありましたよね。山本委員がおっしゃることは非常に大事なところで、どうしても小規模になってしまうと一人一人の保育者の力量で保育内容が非常に変わってしまうというところもありますので、その点については多分今後も話題にはなってくるんだと思います。ここで出ているのではなく質の担保というところ、また別のところで、そこについてはやはり研修等を重ねていって充実させていこうというのは一応は出ています。ただ、0.7兆円で1億円が得られなかったあたりが若干そこにも出ているのかなというのが現状のようです。

(平澤委員)

今ちょうどいい話題が出たんで、資料3にもありまして、ちょっと目にとまったんですが、市町村長等が行う研修を修了した者というこの市町村長等が行う研修というのは、どんな内容をイメージすればいいんでしょう。まだ未定かもしれませんが、わかる範囲で結構ですけど、非常にこれは大事なこととか、質の担保という面では大変やっぱり気になる場所です。

(事務局：保育課運営係長)

今資料を持ち合わせていないんですけど、以前国が出したも資料では結構しっかりしたカリキュラムを組まれていて、市町村単独ができるようなものではなく、保育士養成学校に委託などしないといけないようなものでした。今後その研修については市町村等となっているので、県などにも協力を仰ぎながら考えていきたいと思っています。

(平澤委員)

山本委員さんが今お話しなさったこと全くそのとおりでありまして、養成学校を出たばかりのまだ保育資格を取ったばかりの職員だけではやっぱり頼りない面があると感じられるのがご利用されるお父さん、お母さん方の本音だと思います。だけど、昨今は有資格者、保育資格を持っているという方を確保するということが物すごく大変な課題です。いろんなメニューがありますので、今保育士さんをよりたくさん採用しなきゃならない面があります。採用するという、確保ということだけでも今なかなか大変な面があるというところも、ご承知していただいて、量、質両面で取り組まなきゃならない課題が大変多いんだというところはわかっていただきたいと思います。

(小池部会長)

どうしても量の確保のほうに主眼が行ってしまうんですけど、やっぱりそこで質をきちんとどう担保していくのかというのにならないと、保護者としてはいたたまれないところにもなりますので、そこもきちんと落とさずに議論していければというふうに思います。

(平澤委員)

あと、私は余りわからなくて、事業所内保育の現状と伺いますか、こういうふうな要項が示されたわけですけど、現況というのは、本当概略で結構ですけども、新潟市内の現状、現況、どんな様相でしょうか。わかる範囲で結構でございますが。

(事務局：保育課管理係長)

済みません。今ちょっと資料を持ち合わせていないもので。

(小池部会長)

一正さんなど幾つかありますよね。

(小池部会長)

それでは、ほかに質問やご意見等がないようでありましたら、幾つかちょっと宿題が残りましたけれども、ここでこの議論については一旦終了したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

では次に、その他の条例案について、事務局のほうお願いいたしたいと思います。

(事務局：保育課管理係長)

それでは、その他の条例ということで、2つの項目について説明をさせていただきます。資料9と資料10ということでお願いします。

まず、資料9をごらんください。子ども・子育て支援法の87条による過料の規定ということで、この87条は市町村が条例で10万円以下の過料を科する規定を設けることができるということになってございます。どういう場合に過料を科することができるのかというと、資料の真ん中から下にあります子ども・子育て支援法の13条や14条で規定されている保護者や事業者に必要な報告等を求めて、これに応じない場合、あるいは23条、24条で規定されている保護者に支給認定書の提出や返還を求めて、これに応じない場合となっていますので、今回87条の規定に基づいた形で条例の制定を予定してございます。

制定する条例の形としては、新しい条例として、資料の上段にあるように趣旨、罰則等の構成で考えています。新しい条例とするのは、対象となる範囲が教育・保育給付に関して必要であると認めるときに求める報告等についてということで、さまざまな部分にかかわってきますので、例えば個々の条例に入れ込むのではなくて、1つの条例として全体をカバーするというような趣旨で新規条例としたいと考えております。資料9は以上です。

次に、2つ目の項目、資料10をごらんください。認定子ども園法の25条における審議会その他合議制の機関設置についてということですが、この25条では幼保連携型認定子ども園の認可や事業停止、閉鎖命令あるいは認可の取り消しをする際に意見を聞くための審議会等の機関を置くということになっております。意見を聞く内容が幼保連携型認定子ども園に関することですので、設置する機関は教育、保育に係る有識者などをバランスよく加えることが求められていますし、また子ども・子育て会議を活用することも可能であるということ踏まえまして、資料の真ん中から下にあるように、子ども・子育て会議の幼保部会にこの機関となっていただくということで考えてはございます。

ここで、今の認定子ども園の審議機関から別な話になりますけれども、新しい児童福祉法では保育所と家庭的保育事業等を認可する際に児童福祉審議会の意見を聞かなければならないということになっております。そのため、児童福祉法に位置づけられている施設については、市の社会福祉審議会の

児童福祉専門分科会に意見をお聞きすることになりますけれども、認定こども園については教育と保育両方の意見をお聞きするということから、子ども・子育て会議のこの部会にこの役割の担っていたかどうかということで考えています。ただ、現在子ども・子育て会議が取り扱う事務にその項目が入っていませんので、条例の第1条、資料にあるのは現行の条文ですけども、ここにその事務を入れ込む形で考えております。また、条例第9条の6項に部会の議決を全体会の議決とするという規定がありますので、認定こども園の審議事務をこの条文に適用させまして、幼保部会にご意見をお聞きするという形にしたいと思っています。

以上、2つの項目について説明いたしました。

(小池部会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について質問や確認事項、ご意見があればお願いしたいと思います。

(梅坂委員)

今の子ども・子育て会議で審議するというのは、ずっとこれからそうするということですか。

(事務局：保育課管理係長)

はい、そうです。

(梅坂委員)

じゃ、この会議はずっと続くという。

(事務局：保育課管理係長)

はい。事業計画のその後の進行管理があります。

(小池部会長)

そのほかよろしいでしょうか。特に資料10のほうにつきましては、委員の皆さんにということになりますので、そういう形で、今のご質問ではありませんけど、ご理解をいただいでよろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、この2点については以上にさせていただきたいと思います。

(2) その他（事務連絡）

(小池部会長)

次にその他です。

(事務局：保育課管理係長)

はい。次回の部会についてですけれども、本日ご審議いただきました基準条例の案のパブリックコメントが予定されておりますので、その結果についての報告とか、あとは量の見込みなどについてお示しをさせていただくことになろうかと思っております。今のところ、時期としては7月の後半ぐらいということで考えておりますし、その後はまた事業計画の策定についてのご審議をいただくこととなりますので、その都度開催をさせていただきたいと思っています。

(事務局：保育課運営係長)

先ほどのご質問の事業所内保育の数ですが、現在20近くということで、あとやはり給食設備だけの国の補助金というのは今ございませんで、保育園整備を伴ってということになります。

それから、先回の部会のときに消費税が10%にならなかつたらどうなりますかというお話をいただいて、その場合は先延ばしになると思いますというようなお答えをしました。その後国のほうで、それでは市町村のほうも困るだろうからということで、参考資料1の1が出されました。1ページの丸が5つあるうちの下から2つ目のところにあるように、予定どおり27年4月に施行する方針のもと取り組むこととしたと書いてありまして、国のほうも消費税の10%とは別にこの制度についてはやるという方向で動いていますということが示されました。

あと、今回お配りした公定価格の表ですが、今の資料の2ページの丸の3番目に書いてありますように、消費税10%の増収分が満額化するのが平成29年ということなので、この公定価格が始まるのは29年からであって、27年、28年は反映する前と反映した後の中間のいくらかかの基準になるということです。

(小池部会長)

ありがとうございます。先ほどのご意見ではありませんけど、この公定価格がいくらになるかが非常に現場の先生たちに大きな課題になっていると思います。

(事務局：保育課管理係長)

先ほどの自園調理の話で、こちらから考え方をお返しするということになりましたので、パブコメ前にお返ししたいと思うので、どういった形で返したらいいか、部会長さんにご相談させていただいて、返し方を考えたいと思います。

(小池部会長)

お願いしたいと思います。

(梅坂委員)

この公定価格の単価は国が示されて、市として独自に例えば納付金を今ですと軽減措置とか、保育所ですと相当予算使っていられますけども、そういうのがありますんで、説明会をぜひやっていただきたいと思うんですけども、何か予定はあるんでしょうか。県は、6月入ったらあるんですけども、新潟市としてもろもろに関する、一般の幼稚園とか施設とかに対して説明会は予定しているんでしょうか。

(事務局：保育課長)

今おっしゃるのは、公定価格とか、そういうことではなくて、新制度そのもののことについてでしょうか。

(梅坂委員)

そうですね。これで市がそういう独自の額と、国が示したとおりでいくというんだったら、それは

それできちっと説明いただきたい。

(事務局：保育課長)

利用者負担の部分、保育料に係る部分というお話ですか。

(梅坂委員)

いやいや、そこに市の独自のものがあるんでしたらそういう部分も含めて、国のままいきますというんだったらそれでもいいですし、徴収額については保育園と同じく軽減措置をいたしますならいたしませんで構いませんけど、いずれにしても説明会をやっていたらいいと全くわからないところがある。

(小池部会長)

要するに利用者負担の負担額ですよ。

(梅坂委員)

そうですね。

(事務局：保育課長)

幼稚園の利用者の負担額ということですか。

(梅坂委員)

それもありますし、幼稚園というか、新認定こども園に係る1号認定の人もそうだし、2号認定の人もそうですし、もちろん3号認定も含めて教えていただきたいという。

(事務局：保育課長)

幼稚園の皆さんに対するそういった新制度に係る部分の説明をということですね。

(小池部会長)

幼稚園だけじゃないです。全体だと思います。この利用者負担の額を見て、今負担している額よりは大幅になる数字になっているのは、多分新潟市さんが独自に補填してくださっているから、今私たちここまでの額を払わずに済んでいるんだなというのはもうわかっています。そのあたりが現行の利用者が負担されている、例えば幼稚園を利用されている方が今これくらい負担をされているけども、新制度に入って施設型給付の幼稚園になられたら、何号の規定を受けるかによってどれぐらいの要するに利用料を払うことになるのかというイメージが多分まだ皆さんついていないので、そこについてちょっと理解ができるような説明会でもいいですし、何か資料でもいいですしというのをできればそろそろ示していただいたほうが、それぞれの幼稚園さんも保育園さんもそうだと思いますけども、保護者への説明というのが多分そろそろ出てくるんじゃないかと思いますので、そのところをお願いしたいと思います。あと、公立幼稚園さんのあたりもどうなるのかということも、利用料も含めてお願いしたいと思います。

(梅坂委員)

この利用料って結構大きい問題でして、収入の多い人は、うちがこれに変わりますと言った途端に保育料が2倍、3倍、4倍という可能性も出てくるわけですよ。そこに対して保育園並みに上限3

万6,000円が一番上ですよみたいな方針があるなら、それを早く言っていただきたいですし、いや、国は十何万だから、市は一切1号認定に関しては何にも出しませんというんだったら、それはそれでこの新制度に移行するかの重要なキーになるかと思しますので、ぜひ。

(小池部会長)

ほかご意見よろしいでしょうか。

よろしければ、本日の会議はこれで閉会させていただきたいと思えます。皆様、大変ありがとうございました。それでは、進行をお返ししたいと思います。

3 閉会

(事務局：保育課長補佐)

小池部会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成26年第1回(通算第3回)幼保部会を終了させていただきます。本日は、貴重なお時間いただきましてありがとうございました。今後ともよろしく願いたします。